

犯罪の被害に あわれた方へ



OKAYAMA POLICE

岡山県警察

8 《民間被害者支援団体による支援》

被害に遭うことで生活や心身に受ける様々な影響や悩みは、一般に考えているよりも多岐にわたり、はるかに深く、長い間続くものです。

どうしていいか分からぬ、どこに相談すればよいの分からない、誰かに悩みを聞いてほしい、そのようなときには、次の民間被害者支援団体にご連絡ください。被害者やご遺族の方の要望にそった、アドバイスや直接支援、自助グループの紹介など、様々な支援を無料で受けることができます。

自助グループとは

同じような犯罪により被害を受けた当事者の方たちの集まりです。

これまで声にすることできなかつたことを遠慮なく語る場を作り、同じような苦しさやつらさを抱えた被害当事者の方同士が、互いに語り合う集まりです。

社団法人被害者サポートセンターおかやま (VSCO)

○電話 相談 : (086) 223-5562

○相談日 : 毎週火・水・土曜日 13時~16時(祝日年末年始は休み)

○FAX 相談 : (086) 223-5564

○e-mail相談 : vsco-soudan@kirameki-plz.com

○ホームページ : <http://vsco.info>

○主な支援内容 : 電話・面接相談、弁護士など専門家による面接相談への橋渡し、危機介入(被害直後の支援)、警察・検察庁・裁判所などへの付き添いや連絡調整、自助グループへの支援など

目次

1 被害の届出	1
2 刑事手続の概要(犯人が処罰されるまでの流れ)	2
3 刑事手続の流れ(図表)	4
4 被害者・ご遺族の方へのお願い	6
5 警察が行う主な被害者支援	8
(1) 被害者連絡制度	8
(2) 指定被害者支援員制度	9
(3) カウンセリングアドバイザー制度	9
(4) 再被害防止措置制度	10
(5) 隔離保護制度	11
(6) 犯罪被害給付制度	11
6 裁判所・検察庁が行う主な被害者支援	13
(1) 証人の精神的負担の軽減	13
○ 証人尋問の際の証人への付添い	
○ 証人尋問の際の証人の遮へい	
○ ビデオリンク方式による証人尋問	
(2) 被害者の心情等の意見陳述	13
(3) 検察庁による被害者等通知制度	14
(4) 検察審査会への審査申立	14
7 民事上の損害賠償請求制度	14
8 その他の機関・団体が行う主な被害者支援	15
(1) 日本司法支援センター(法テラス)	15
(2) 法律相談	16
(3) 福祉制度	16
(4) 税法上の救済(軽減)制度	17
(5) 暴力団犯罪に関する支援制度	17
(6) 犯罪被害者等の公営住宅への優先入居制度	18
8 民間被害者支援団体による支援	20
○ (社)被害者サポートセンターおかやま	20
○ NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ	21
○ 特定非営利活動法人さんかくナビ	21
資料 警察の各種相談窓口(電話)	22
警察署の所在地・代表電話一覧表	23
検察庁の所在地・電話一覧表	24
裁判所の所在地・電話一覧表	25
その他の関係機関・団体の相談窓口	26

NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ

○電話 相談 : (086) 245-7831

○相談日 : 毎週土曜日 10時~16時(年末年始は休み)

○自助グループ活動 : 每月第3土曜日(申込みは上記電話相談へ)

○FAX 相談 : (086) 226-6161

○被害者のための連続講座 : 年10回(犯罪、交通事故、DV、性被害)

(申込みは上記電話相談へ)

○ホームページ : <http://www17.ocn.ne.jp/~families/>

○主な支援内容 : 支援ボランティアが、次の支援活動を行います。

・電話・面接相談、法律相談への橋渡し

・傍聴付き添い

・自助グループの運営及び立て上げ支援

・犯罪被害者のための連続講座の実施



特定非営利活動法人さんかくナビ(DV被害者の支援)

○電話 相談 : ① (086) 801-5073(随時受付)

② (086) 227-1002(日曜祝日、

年末年始に受付 9:30~16:30)

○FAX 相談 : (086) 801-5072

○ホームページ : <http://www.ne.jp/asahi/sankaku/navi/>

○主な支援内容 : 電話相談、面接相談、民間シェルター等を運用した自立支援、自立生活用品支援